

## ふくいを食べよう！地産地消連絡会設置要領

### (趣 旨)

第1条 地場産農産物に親しむ体験機会の提供や、地元福井のおいしい米や野菜についての情報発信及び使用促進を通して、食や農への理解を深めるとともに、地場産農産物の消費拡大を目指すため、ふくいを食べよう！地産地消連絡会（以下「地産地消連絡会」という。）を設置する。

### (組 織)

第2条 地産地消連絡会は、次に掲げるもの（以下「会員」という。）をもって構成する。  
(順不同)

#### 【行政】

- (1) 福井市（農政企画課、子育て支援課、健康管理センター、商工振興課、おもてなし観光推進課）
- (2) 福井市教育委員会事務局（学校教育課、保健給食課）
- (3) 福井県福井農林総合事務所農業経営支援部

#### 【生産者団体】

- (4) 福井県農業協同組合 福井基幹支店
- (5) 福井県農業協同組合 丹生基幹支店
- (6) 福井県農業協同組合 福井基幹支店 女性部
- (7) 福井県農業協同組合 丹生基幹支店 女性部

#### 【米穀販売業者の団体】

- (8) 福井米穀小売商組合

#### 【消費者団体等】

- (9) 福井市くらしの会
- (10) 福井市PTA連合会

### (事 業)

第3条 地産地消連絡会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地場産農産物に親しむ農業体験・加工体験・調理体験等の実施
- (2) 地場産農産物の消費拡大のための情報発信
- (3) 学校給食等への地場産農産物の使用促進
- (4) その他、本会の趣旨達成のための必要な事業

### (会 長)

第4条 地産地消連絡会に会長1名を置く。

- 2 会長は、福井市農林水産部農政企画課長の職にある者とする。
- 3 会長は、地産地消連絡会の会務を総括し、地産地消連絡会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する会員が、その職務を代理する。

(監 事)

第5条 地産地消連絡会に監事2名を置く。

2 監事は、会員の互選により選出する。

3 監事は、地産地消連絡会の会計及び会務を監査する。

(会 議)

第6条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、次に掲げる事項を決定する。

(1) 事業計画ならびに収支予算に関すること

(2) 事業実績ならびに収支決算に関すること

(3) その他、地産地消連絡会の運営上重要な事項

3 会議に、事業の一部を調整するため、関係会員で構成する部会を置くことができる。

(経 費)

第7条 地産地消連絡会の経費は、委託料、負担金等をもって充てる。

(事務局)

第8条 地産地消連絡会の事務局は、福井市農林水産部農政企画課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、地産地消連絡会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月10日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。